

第百二十三回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第二十一号

平成四年六月三日(水曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 太田 誠一君

理事 井奥 貞雄君

理事 村上誠一郎君

理事 柳本 卓治君

理事 細谷 治通君

赤城 徳彦君

石原 伸晃君

上草 義輝君

岡田 克也君

河村 建夫君

古賀 一成君

戸塚 進也君

原田 義昭君

池田 元久君

佐藤 観樹君

沢田 広君

筒井 信隆君

堀 昌雄君

石田 祝稔君

正森 成二君

阿部 昭吾君

出席國務大臣

大蔵 大臣 羽田 孜君

出席政府委員

大蔵政務次官 村井 仁君

大蔵省証券局長 松野 允彦君

大蔵省銀行局長 土田 正顯君

農林水産大臣官房審議官 今藤 洋海君

委員外の出席者

水産庁漁政部長 長良 恭行君

委員の異動
六月三日

辞任

江口 一雄君

亀井 善之君

久野統一郎君

関谷 勝嗣君

前田 正君

池田 元久君

佐藤 恒晴君

中村 正男君

早川 勝君

東 祥三君

宮地 正介君

菅 直人君

同日

辞任

赤城 徳彦君

上草 義輝君

岡田 克也君

古賀 一成君

原田 義昭君

岩田 順介君

堀込 征雄君

元信 堯君

石田 祝稔君

貝沼 次郎君

阿部 昭吾君

補欠選任

古賀 一成君

上草 義輝君

岡田 克也君

原田 義昭君

赤城 徳彦君

岩田 順介君

堀込 征雄君

元信 堯君

菅 直人君

同日

辞任

赤城 徳彦君

上草 義輝君

岡田 克也君

古賀 一成君

原田 義昭君

岩田 順介君

堀込 征雄君

元信 堯君

石田 祝稔君

貝沼 次郎君

阿部 昭吾君

本日の会議に付した案件
金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

○太田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩田順介君。

○岩田委員 今回の金融制度改革の中に、労働金庫問題が基本的な部分で触れられておりますが、その観点から私は質問をさせていただきます。このように思っております。

御承知のように、労働金庫は昭和二十五年にそのはしりを見るのができましたけれども、労働者みずからが自助努力で労働者のいわゆる福祉事業としての金融事業を行う、これは我が国の金融制度のもとでは極めて特異なことではなかったかというふうに思っております。

近年のこの金融情勢を取り巻く環境というのが大きく変化をしております。しかも、労働金庫だとかさらには共済組織形態の金融機関等も例外なくその厳しい状況の中に立たされておるといふことが言えるのではないかとこのように思っています。しかしながら、この四十一年の歴史を持つ労働金庫の使命というのは、ある意味では、ますます期待をされるし、増大をしてきたのではないかと、かように私は感じるわけであります。しかし、この一連の改正が労働金庫の機能をどういうふうに変えていくのか、影響していくのか、こういうことも心配をするわけであります。

労働金庫の現状はどういうふうになっているか、その認識を示していただきたいということ、あわせてまして今回の金融制度改革の中で労働金庫の機能に大きな変化が生じているのではないかと、今後労働金庫の果たすべき役割についても御一緒に御答弁を願いたいと思っております。

○廣見説明員 お答えいたします。

労働金庫は、今先生もお話ございましたように、労働金庫法に基づき設立されております協同組織の金融機関でございます。労働組合あるいは消費生活協同組合、そのほか労働者の団体が行います福利共済活動を中心としたしまして、こういったような活動の金融の円滑を図る、それとを目的としている金融機関でございます。

こういった労働金庫、現在全国に四十七ございますが、長い歴史の中でそれぞれ業務の積み重ねに努力してこられたわけでございまして、会員数も逐次ふえ、現在会員は二十四万、間接構成員は一千万を超えているという状況になっております。預金残高も逐次増大いたしまして、ことしの三月末現在で七兆五千五百億円というふうになっております。

しかしながら、これまた御指摘のように、金融の自由化あるいは他の金融機関との競争が厳しくなってくる、あるいはまた労働組合の組織率が低下しているといったような事情を背景にいたしまして、なかなか厳しい局面を迎えているだろうというふうに考えております。また預貸率が低いあるいはまた余裕資金の運用が必ずしも効率的に行われていない面がある、また経費率が高いなど、いろいろの問題を抱えておるといふ状況にございまして、労働者のための金融機関としてよりよくこの機能を発揮していくためにも、今後一層の自主的経営努力と関係者の支援が望まれる状況

こういったような中でこの制度改革が行われま

す。労働金庫としては業務範囲の拡大等が行われ、そういったようなものを基盤にいたしました。さらに今申し上げましたような労働者の福祉の向上に資する金融機関としてますますその機能が十分発揮することが期待されている、そういうふうに私ども考えておるところでございます。

○岩田委員　ますますこの機能の充実というか期待されている、こういう状況ということを確認するわけであります。

次に、今回労働金庫法の改正が出されておりますが、その改正案の中で、労働金庫協会を労働金庫法に位置づけるということになっておりますね。「労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。」こういうふうな規定をされておるわけでありすけれども、御承知のように、業界団体としての労働金庫協会、というのには、既に昭和二十六年以来今日に至るまで、単なる運営調整のみならず、個別金庫、単金庫の経営面への指導も行つてきているというふうなことは聞いていますところであります。

そこで、あえて今回このように労働金庫協会を法的根拠を持つものとして法改正をされたということは一体どういうことなのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○廣見説明員 労働金庫は協同組織金融機関ということでございますが、他の協同組織金融機関とは若干異なつた特性も持つているかと思ひます。例えば、労働金庫の役員は原則として議員の中から選任することとなつてゐるため金融精通者が少ない、あるいはまた全国規模の大きな労働組合の支部、分会が各労働金庫の会員になっておりまして、その間接構成員であります労働者が転勤による移転が多いということなどから、各労働金庫間での業務上の一定の提携や業務の統一性が求められてゐるといったような特徴がございます。

そういう中で、労働金庫の経営につきましては、先ほども触れさせていただきましたように客観的には厳しい環境の中にございまして、いろいろの問題を抱えておられ、よりの確な経営が求められているという状況にあるかと存じます。このため、行政の指導とはまた別にいたしまして、労働金庫業界内におきます自主的な指導体制が確立されることが望まれるという状況にございます。こういったような状況にかんがみまして、今回の労働金庫法の改正におきまして、自己責任の原則のもとに労働金庫経営の的確な運営あるいはまた健全性を図る一つの方策といたしまして、全国労働金庫協会の設立基盤あるいは業務目的等について法定化しようとするものでございます。

○岩田委員 労働金庫協会というのは二十六年に

できまして、手探りの時代もあっただろうと思いますが、暗く模索の時代もあっただろうと思いますけれども、果たしてきた役割というものは極めて大きなものがあつたわけでありまして、先ほども申し上げましたように連絡調整、今言われましたようなことについてもやってきたわけですね。

今回の法律の中できちんと位置づけられることになるわけですが、これまで自主的に運営されてきた協会が法的根拠を持つことになり、労働金庫協会の組織だとか運営だとかについて、もし指導が不十分であったというようなこと

とになりますと、かなり行政の方から指導の責任を問われるのではないかというような懸念とか心配が関係者にあることは十分予測されることですね。したがって、例えば労働金庫協会の単位金庫に対して指導する、その場合にいろいろな問題があると思いますけれども、仮に何か指導が十分だったということが起これば、これは協会の責任であるという、責任追及といいますが、責任の問題が出てくるのではないか、こういうふうにも思うのです。そうあつてはならないと思いますけれども、一体この点についてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○廣見説明員 先ほども申し上げておいたように、労働金庫協会の今回法定化しようとする目的につきましては、行政の指導は指導として、それとはまた別に労働金庫業界内におきまして、自主的な指導体制を確立していただく、こういうことを期待したものでございます。したがって、私どもといたしますと、こういう法定化によりまして、全国労働金庫協会に対して行政が例えば干渉を強めるというようなことでは決してございまして、むしろ自己責任のもとに労働金庫経営を的確に運営していただく、あるいはまた健全な経営の確保に努力していただく、こういう自主的な努力、協会を中心といたします指導を通して努力していくということを期待しているわけでございます。

○岩田委員　ぜひこの自主的な運営が保障されるようにお願いをしておきたいと思います。

次に大蔵省にお伺いをしたいと思いますがい、いわゆる合転法の関係であります。

労働金庫法の六十二条には合併もしくは転換といふものについて規定をいたしておりますけれども、合転法には、労働金庫は他の金融機関との合併または転換というものが認められていなかったという歴史があります。ところが、今回の改正では労働金庫もこの法律の対象になることになるわけがあります。

そこで、この法律の目的及び今日的な役割についてお伺いをしたいと思いますけれども、この法律を制定した昭和四十三年と今日では金融自由化が大きく進展をして、金融制度そのものを改革しなければならぬというふうにごこの法律の第一条にも述べておりますけれども、まさに金融機関を取り巻く状況は大きく変わつてゐる。したがつて、合併転換法の目的も、一つにはそれぞれの金融機関みづからの意思で経営路線を幅広く選択することを可能にするという側面、もう一つは経営が悪化した場合に備えた側面、すなわち信用秩序維持、預金保険機構による保険金の運用を避けるために他業態に合併または転換できる道を開いて

というふうには私は理解をするわけでありませうけれども、この点についての大蔵省の見解をお聞きしたいと思います。

○羽田国務大臣　ただいまお話をございましたように、今金融をめぐる環境というのは大変大きく変わってきておるといふことでございまして、特に金融の自由化、国際化の進展する中にありまして、金融機関は今後みずからの責任でその経営路線を選択し、それぞれの特性を生かしながら金融環境の変化に適応した業務展開を図る必要があろうというふうに考えております。

そういうことで、この合併転換法を改正する目的というのは、こういう状況を踏まえながら、長期信用銀行あるいは外国為替銀行及び労働金庫と異種の金融機関との合併、また異種の金融機関への転換の手続を明確にすることによりまして、金融機関の経営の選択の多様化に資するものであるということでございます。

ただ金融機関の合併転換というのはあくまでもおのおのの金融機関の経営意思に基づいて決定されるべき事柄でございまして、合併転換法の改正というのは、経営の悪化した金融機関を他業態の金融機関に救済させることを目的としておるものではないということは御理解をいただきたいと思ひます。

○岩田委員　ありがとうございました。
さらに大蔵省にお伺いをいたしました。昨年十月二十一日の日経新聞に「金融再編促進へ法改正」**「異業態合併　労金にも道」という見出し**で大きな記事が出されておりますけれども、この記事を要約いたしますと、労働金庫の全国合併というものは困難である、それから、一方労働金庫の経営は将来悪化する可能性もある、こうした場合に備え、他の業態による救済合併で信用秩序を維持する道をつくる必要があると大蔵省は判断している、このように大蔵省の判断がこの記事の上で示されているわけであります。これにつきましまして、一点今大臣の方からも答弁の中にございまして

たけれども、当然こういう記事を読みますと、労働金庫の会員や労働金庫自体にも動揺が当時起きたことは事実である。今回合併転換法の対象に労働金庫を加えることになるわけでありすが、一体どのような理由なのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○土田政府委員 合併転換法改正の目的は、ただいま大蔵大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、多少敷衍をいたしますと、この合併転換法で規定しておりますのは、異種の業態、異種の金融機関との合併または異種の金融業態への転換ということでございます。それで御案内のように、例えば労働金庫の労働金庫同士の合併は、先ほど御指摘がございましたような労働金庫法六十二条に規定もございまして、それぞれ各業法の中で合併の規定を入れておるのが通常でございます。そのような同種の金融機関との合併ではなく、他の種類の金融機関との合併につきまして、特別の法律として合併及び転換に関する法律が規定を設けておるわけであります。

そこで、昭和四十三年に法律が制定されましたときには、一般の民間の金融機関、すなわち普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合、このグループの中の合併、転換に関する規定を設けておったわけでありますけれども、その後さらに、これも御指摘がございましたような全般的な自由化の進展というような事情もございまして、このたびはいわば専門金融機関といわば一般の民間金融機関との間の合併なり転換についての規定を整備する、こういう改正をお願いしております。それでこの趣旨は、これは大臣から申し上げたとおりでございますが、今後この金融機関がみずからの責任で経営路線を選択をし、経営上の創意工夫を発揮し、みずからの特性を生かす努力が現在以上に求められる、そういう情勢の中で、そのための対応策と申しますか、選択肢と申しますか、その一つとしてこの合併転換法の枠組みを整備しておこうというものでございます。

このような一般的な観点から、労働金庫についても他業種の金融機関と同様に合併転換法の対象とすることとしたものでございますが、言うまでもなく、実際の合併、転換に際しては、各金融機関の経営意思が最優先の前提となるということは当然のことでございます。

ただいま、昨年のある新聞記事のことににつきまして言及をいただきましたけれども、この新聞記事にあるように、大蔵省が、いわゆる全国統一に對して難色を示しておるとか、「経営が悪化した労働金庫を他の労働金庫が救済することは難しい」と判断している。とかいうような記事は、その時点の状況説明としても現在の状況説明としても、これはいささか妥当を欠く表現であつたのではないかと、報道のことでございましてからとくは申しませんが、私もそのように考えております。

○岩田委員 新聞報道は、出まして、その問題のいわゆる関係する省庁の見解を聞きますと、いや、そうではなかつたんだ、趣旨は違つていたんだというふうにおつしやいますけれども、何年か先になると新聞報道のとおりにきちんといつたという事例が多いものですから、改めてお聞きをしておきたかつたわけであります。

なお、今の御答弁で状況はわかりましたけれども、重ねてお伺いしておきたいと思ひますが、合転法第六條三項で、「合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることとならないよう配慮しなければならない。」というふうな規定をしておるわけでありまして、この規定は、将来いろいろな合併や転換というものが形態が考えられますけれども、同種の合併または転換を優先させる、こういうふうな理解をするわけでありますけれども、それでよろしいのですかね。

○土田政府委員 個別の合併または転換の動きにつきましては、あくまでおのおの金融機関の経営意思に基づいて決定されるべき事柄であるといふように私も私どもは考えております。ただ、合併転換法におきましては、ただいま御指摘のような規定がございまして、同種合併の方が異種合併よりも自然であるという見地から、異種合併が同種合併を妨げることとならないように配慮する必要がある旨をこの合転法の第六條三項において定めておるものである、そのように私も理解をしております。

定がございまして、同種合併の方が異種合併よりも自然であるという見地から、異種合併が同種合併を妨げることとならないように配慮する必要がある旨をこの合転法の第六條三項において定めておるものである、そのように私も理解をしております。

○岩田委員 次に、金融の自由化、国際化のもとで金融機関を取り巻く環境というのは非常に厳しいといふことは御答弁でもありましたけれども、したがって、今後金融機関の合併や転換といふものはさまざまな形態で展開されることが予測されるというふうな思ひをしておりますけれども、その際に大事なことは、当事機関、それぞれの金融機関の経営意思というものが最優先されていかなければならないだろうというふうにも考えるわけでありまして、そこで、合併、転換の際に信用秩序の維持といふものを口実にした行政の意思や指導といふものが優先して働くことはあつてはならない、こういうふうな思ひをしておりますけれども、この点についても確認の意味で大蔵省より御見解を賜つておきたい、このように思ひます。

○羽田国務大臣 金融機関の合併または転換に際しましては、ただいま岩田委員の方から御指摘がございましたとおり、各金融機関の経営意思、これが最優先の前提となることは当然でございますが、行政が介入し、また指導する、そういうものではないといふふうなことを申し上げたいと存じます。

（委員長退席、持永委員長代理着席）

○岩田委員 ぜひ今の答弁をきつちり遵守をしていただきたいといふふうな思ひをしております。ところで、労働金庫の統合問題について一つだけお伺いしておきたいと思ひますが、先ほど労働省の方からも御答弁がございましたように、四十七の金庫が今運営をされているわけでありまして、労働金庫協会及びその単金の間でも労働金庫の統合問題についてはさまざまな議論が行われてきたであらうといふふうに考えます。したがって、先ほどからもお話がおりますように、金

融情勢を考えますと、労働金庫も経営的な、経営体力を強めていく、そういう一観点からは合併といふ問題が当然考えられるわけでありまして、この点について行政としては、労働金庫の合併問題ですね、全国統合合併の問題についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○廣見説明員 今お話のございましたように、確かに労働金庫の側としましては全国一本化の構想をお持ちになつておられます、この問題につきまして私どもともいろいろ話し合ひをしてまいつたわけでございます。私ども行政の立場といたしまして、こういった労働金庫側の真摯な意図といふものを了知いたしまして、いろいろな議論を積み重ねてきたわけでございます。

ただ、現在の四十七労働金庫の状況を見ますと、大きな経営上の格差も見られる、あるいはまた各金庫で業務運営上改善すべき問題点も多く見られるという状況にございまして、こういったような現状を考えてみますと、現段階で一気かっ一斉に一本化するということには大変大きなリスクがあるのではないかと、そういう意味でこの一気かっ一斉の一本化は労働金庫の問題を解決するための最良の方策であるとの確信を持つことはできない、現段階ではそのように考えているわけでございまして、今後とも個々の労働金庫が経営體質の強化を図ることが基本となると思ひますが、行政といたしまして、こういった金庫の経営の基盤整備を行う必要があるという観点から、全国労働金庫協会等ともまた協議を続けていくということが必要であらう、このように考えておるところでございます。

○岩田委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、いわゆる日本の労働金庫みたいな金融制度を有しているという国は先進国でどのような国があるかは私はよく存じませんが、ドイツではあるんじゃないか。また、ドイツは労働者の財産形成等については何十年もかつて営々とし

て積み上げてきております。確かに金融制度の状況が厳しい、労働金庫も厳しい、こういうお話がありましたが、しかし、ゆとり、豊かさを大事にしているというまさに我が国の国是は決まっているわけでありまして、その際、勤労者の生活をどうするかというのは今まさに焦点の問題でもあります。そういった時期であります。したがって、なお今後にはいたしても、労働省さらには大蔵省の労働金庫育成のバックアップを最後に要請を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○持永委員長代理 堀込征雄君。

○堀込委員 私は、今回の金融一括法の中で、特に農協法関連を中心にお伺いをしてまいります。

最初に、今回の法案にはバックグラウンドとして自由化、国際化というものがあって、それに対して一連の法改正がなされているわけでありまして、地域の活性化という観点から金融制度を見直し、他業態に幅広く参入できる、こういう方途を目指しているわけでありまして、私はこれはこれでよく理解もできるし、そういう方向であらねばならない、こういうふうな思っているわけでありまして、その運用をもし誤りますと、弱肉強食の世界といえますか、自由競争の資本の論理といえますか、そういうものが賞かれて、やはり中小金融機関に結果的に後退をもたらすような、そういう事態が生まれるのではないかと懸念するわけでありまして。

そこでまず、大臣は政治改革も大変御熱心で、日ごろ敬服をしているわけですが、その改革の視点の先にはやはり地方分権とかいろいろな未来の国家像という思いもあるというふうな思っているわけでありまして、そういう意味でも、将来、やはり地域金融機関が地域で適切な役割を果たしながらその任務を全うしていくことが大事ではないか、こういうふうな思っているわけでありまして、それから、地域金融機関の中でも、特に農林漁業を中心とした農協の金融機関なども現在貯金量が六十四

兆円という額になっていまして、日本の農村地域に大変大きな役割を果たしているわけでありまして。しかも、各農協なり漁協の経営は大体信用事業にその経営を依存をしている、収益の大体四五〇程度が信用事業だという実態もあるわけでありまして。また、羽田大蔵大臣は農林大臣など歴任をされ全国農民からも非常に大きく期待をされている方でございますので、そういう点を含めましてこれから地域金融機関の育成策などの方向につきましても、まず政治改革の思いを含めてお尋ねをしてみたいと思います。

○羽田国務大臣 お答え申し上げます。

まず、今政治改革のお話がありましたけれども、我々が政治改革というのを議論するとき、どうもお金ということがよく前に出るんですけど、でも、それだけじゃなくてやはりそれぞれの地域の活力、これを図る、そういったところにだんだん位置づけていきたいというのが一番の基本にあります。その意味で、まさに地方分権あるいは一極集中を排除した地方での活力を生み出すこと、こういったことが一つの大きな目標でございます。そして、そういった中でやはり地域の金融機関が果たしていく役割というのは非常に大きいと思っております。

我々も久しぶりで郷里の方へ帰りますと、五年前、十年前あるいは二十年前と地方の様子が大変異なっているということ、あるいは地方の産業も非常に力をつけてきているということ、そして地方の人たちも情報がいろいろ入ってくる、しかし本当に自分たちが手にできないというような問題もあらうということもございます。そういう中であって、地域の金融機関というのは地域にあることを特性にしながら、また地域性というものを大事にしながら、これからの非常に重要な地位を占めていくであろうというふうに思っております。その目的としては地域経済の活性化ですとか個性化、これが一つの重要な課題になっておるところでございますから、その意味で地方金融機関の役割というものは一層重大になっていくものであらうというふうに考えます。

こうした観点からの今回の金融制度改革におきましては、地域金融機関が本場で補完的に信託業務を行うことといたしております。また、農協協同組合ですとかあるいは信用組合などの協同組織金融機関につきましては、社債ですとか地方債等募集の受託業務あるいは国債の窓販及びディーリングの業務、また外国為替業務も大変大きくなっております。また、外国為替業務も大変大きくなっております。また、外国為替業務も大変大きくなっております。また、外国為替業務も大変大きくなっております。

○堀込委員 そういう立場で地域金融機関の育成について御努力を賜りたいと思っております。

さて、具体的な改正内容について幾つかお伺いをしてまいります。

農協系統の金融は、今回の法改正で、単協は本体内の一部信託業務、それから信連、県連につきましてもは証券子会社、そして一部は土地信託とか公益信託は本体内の参入、それから農林中央金庫につきましてもは証券・信託子会社設置を認める、こうなっておりますが、具体的な形でこれらの業務にどう参入の仕方が見込まれますでしょうか。

○今藤政府委員 今回の法改正におきましては、今先生がお話ございましたように、農林中金、信連、単協それぞれについて信託・証券業務への取り組みができるような規定の整備が行われたわけでございます。これらの金融機関が証券・信託業務に参入するに当たりましては、さらにそれぞれの業法上の認可または免許が必要になるわけでございますが、実際上の参入につきましては、組合員のニーズ等業務遂行の必要性、能力、体制の整備の

状況等に依りまして、それぞれの経営判断のもとに順次行われるものと考えておる次第でございます。

○堀込委員 次に、証券子会社それから信託銀行の子会社の設立に当たっては農林大臣の免許が必要だ、そしてまた本体内の信託業務の取り扱いについては行政庁の認可を必要としている、こうなっております。特に系統金融の場合、具体的にどのようなものを想定をしておられるのか。あわせて、子会社が実施できる証券業務あるいは信託業務の範囲についてどういう条件が具体的に付されていくか、この点について大枠御説明をいただきたいと思っております。

(持永委員長代理退席、委員長着席)

○土田政府委員 金融制度調査会の答申におきまして新規参入の適格性について一般的に述べておりますのは、各業態子会社を設立しようとする親会社の経営の健全性を確保する観点から、その親会社について各業態別子会社の設立を通じて新規業務へ参入を行うにふさわしい自己資本その他の面における財産的基礎、業務遂行能力などを求めるべきであるというふうなされていくところでございます。一般的な議論といたしましては、銀行その他金融機関が証券または信託銀行子会社を保有する場合の審査基準について、この答申の考え方を踏まえて具体的に決定していく方針でございます。

そこで、大きく分けて信託業務と証券業務とございまして、まず私から信託業務についてさらに立ち入った御説明を申し上げます。

信託銀行子会社の場合でございますが、これは最終的には法制上はすべての業務とすべきであるとされておまして、これを受けた規定の整備を行っております。ただし、当初の業務範囲につきましては、金融機関相互間の競争条件の公平性の確保などに配慮いたしまして、一定の業務を除外するということで考えております。その除外する業務といたしましては、貸付信託、年金信託など

の金銭の信託等の一部及び不動産売買・貸借の媒介に係る業務、これらを除くというようなことであらうと考えております。

ところで、基本的には信託銀行子会社をつくり、そこで信託業務に参入するのがいわば標準的な形態でございますが、そのような子会社をつくるという点になりますと、それは人的にも資金的にも相当の準備が必要でありますし、それからまた全国の地域によつては、子会社をつくつて引き合うだけのニーズがあるのかどうか定かでない、そういうこともございまして、いわば地域の活性化の観点から、子会社を設立することではなくても他の方法で信託業務に部分的にも参入できる、そういう方法を組み合わせてあるわけでございします。

他の方法といたしましては二つございまして、一つは地域金融機関が本体で行う信託業務、これは地域の住民等の金融に対するニーズの充足及び地域開発の支援のために必要であるというような観点で考えておりまして、具体的には当面、土地信託や公益信託などを予定しております。

また、さらに第三の方法といたしまして、信託銀行その他の既存の信託業者の代理店になるという方法も考えられるという組み合わせでございします。この代理につきましては、これは代理になじまないような、例えば先ほど申しましたような不動産仲介業務などの業務を除きまして、基本的にはすべての業務を認めてもよろしいであらう。ただし、ここで代理ということとは、代理に出す方と受ける方と両方の意思、条件が合致する、こういうことが必要でございしますから、それがあくまでも基本的な前提でございしますけれども、業務の範囲としては比較的広く考えてよろしいのではないかと。

以上、信託業務についてはそのように考えております。

○堀込委員　そこで、今回の法改正で今答弁ございましたように業務範囲の拡大がなされるわけでありまして、これまで特に農協系統の信用事業に

つきましては、法律なり政省令なりあるいは運用通達などでさまざまな制約があったわけでありまして、これが今日まで組合員の高度化あるいは多様化するニーズに十分こたえることができなかった、そういう嫌いがあつたわけでありまして、あるいはまた、安定的な収益確保の機会も阻まれてきたという実態があるわけでありまして、今回の改正で国債の窓販やデューリング、あるいは外為業務だとか債務保証に係る制限の撤廃、有価証券の貸付業務、こういうものが行われるようになったことは私は歓迎すべきことだというふうに思うわけでありまして、しかし、今回の改正をもつてもなおかつ金融の自由化、国際化という情勢の中で対応していくにはまだまだ規制がかなりあるわけでありまして、今後とも例えば貸出規制をさらに緩和するとか諸規制を緩和するという必要があるというふうに考えますが、その辺はいかがでございしますか。

○今藤政府委員　今回の法改正におきましては、農林中金、農協・信連につきまして、系統の組合員等の高度化、多様化いたします金融ニーズの的確にこたえ、より多様で良質な金融商品・サービスの供給を可能とするようにという観点から、信託・証券業務への参入を初めといたしまして、ただいま先生御指摘がございましたように、農協・信連についての外国為替、国債等の窓販、デューリング、金銭債権の取得、そういった規制の緩和、または農林中金につきましても預金の受け入れなり貸出先に関する規制の緩和が図られたわけでございします。これによりましてかなり他業態と十分競争していけるような基礎的な条件は整備されてきたと思つておるわけでございしますが、なお今後規制緩和につきましては、金融の自由化、国際化の進展、経済社会情勢の変化、基本的には組合員のニーズの動向、こういったものを踏まえまして、系統金融機関が有する役割を十分に発揮し、かつ経営の健全性が確保できるように、必要に応じて今後とも適切に対処してまいる所存でございします。

○堀込委員　そこで、問題はこういうふうにいるような規制緩和が進む、しかし受ける側の農協側にその体制の確立がどう図られていくかという問題があるわけでありまして。

例えば、一つはトップマネジメントの問題があるわけでありまして、農協の理事さんの選出は、御存じのように各地域から民主的な方法によつて選出をされるわけでありまして、私が見ても大変優秀な方々が選任をされているという実態はあるわけでありまして、しかしどうしても金融畑で三、四十年もやってきたというふうな方々がなるというふうに限っているわけではありません。総合的見方や判断力に秀でていても、あるいは営業関係に非常によくつた人であっても、どうしても専門性に欠けるという嫌いはあるわけでありまして、このトップマネジメントの農協における対策をどうするか。

それからもう一つは職員体制の問題であります。御存じのように農協は総合事業でありまして、決して金融の職員が生涯金融をやるわけじゃない。購買に行ったり営業に行ったり販売をやったりする。そうすると、どうしても専門性に欠けるというふうな問題も出るわけでありまして、高度な事業展開に対応する体制をつくる意味で、そういう二つの問題についてどう指導を強化をしていくのか、体制づくりを進めていくのかという点について考え方を説明してください。

○今藤政府委員　金融自由化の進展の中で、農協の業務が高度化、複雑化しておるわけでございしますが、お話しございましたように、そうした業務を適正に執行していくための執行体制の強化、さらには内部牽制によりまして適正な事業運営の確保、こういうことが大変重要なことであると認識しておるわけでございします。このため、今国会において成立させていただきました農協法の改正におきまして、理事会制なり代表理事制の法定化、さらには員外理事を四分の一から三分の一に拡大する、監事の業務、会計監査機能の充実といった法的措置を講じたわけでございしますが、何

はさておき、やはり実態面での対応が基本的に重要であるというところでございします。

基本的には農協につきましても、全国農協大会で自主的な運動を盛り上げているところでもございしますけれども、経営基盤の確立、人材の適正な養成、こういったことから農協の合併を進めていくって基盤の確立を図っていくということが何より重要だと思ひますが、さらにそうしたことの向上に立ちまして、学識経験者理事の登用、役員の資質の向上、さらには職員の研修、内部牽制体制の整備、そういうものもろの執行体制の整備につきまして、今回の農協法の改正を契機として、さらに趣旨が徹底されますよう十分指導してまいりたいと考えております。

○堀込委員　ぜひ細かい指導を賜りたいというふうに思ひます。

さて、次に自己資本比率規制の問題でありますけれども、御存じのように今自己資本比率、農協の場合、単協で平均六三・三％、信連で三・八％という大変低い実態にあるわけでございまして、これは、農協における自己資本の調達手段が組合員からの出資金、回出資金あるいは内部留保に限定をされているという状況があるわけであります。他の金融機関におきましては、時価発行の増資だとか転換社債だとか優先株、いろいろな方法があるわけであります。その調達コストも相対的に低いという現実があるわけであります。これが今後の農協金融の非常に大きな問題になるのではないかと。これはやはり何らかの対応策が必要だというふうに考えますが、この点。

それから金庫の問題につきましては、例えば金制調の報告でも、連合会等については協同組織性との関係に配慮しつつ優先出資制度の検討を進めるべきであるというふうに指摘がされているわけでありまして、この問題を具体的にどういうふうに進めるのかという点も大事な点だろいうふうに思うわけであります。この点の考え方はいかがですか。

○今藤政府委員　ただいまお話のございました自

己資本の充実、これは、金融機関にとりまして自己資本は資産面に損失が生じた場合の最終的な支払い原資でございますし、貯金者保護のための最終的な担保であるということから、私も似たしましても、銀行等と同様に、昭和六十二年通達によりまして、農協については総資産の六%以上、信連については四%以上とするように指導を行ってきたわけでございます。こうした中で、金融自由化の進展に伴い、経営の健全性を確保する観点から、今回の法改正におきましても、ほかの業態と同様に農協・信連につきまして自己資本比率の基準に関する規定を法律上定めることとしたところでございます。

農協・信連の自己資本の充実につきましては、今後とも出資の増強等に努めまともに、内部留保につきましては、ただいま先生お話しございましたように、組合員への還元という点もございいますが、そういうことにも配慮はしつつ、内部留保を充実していくというようにによりまして、組合員の理解を得ながら、基本的に自己資本の充実を図っていくかなきやいかなと考へておるところでございます。また、農林中央金庫につきましては、現在系統三段階のトータルという形で自己資本比率は九%を超えておるわけでございますが、中金自身につきましては、国際業務等も行つておる中で、自己資本の充実が十分でないということでございます。お話しございましたように、本年一月の金融制度調査報告におきましては、協同組織金融機関の自己資本の充実について、「協同組織性との関係に配慮しつつ、優先出資制度の検討が進められるべきである。」ということがされておるわけでございます。今後専門家の意見も聞きながら、実務面、法制面の検討を早急に進めてまいりたいと考へております。

○堀込委員 早急に対応いただきたいと思ひます。次に、公衆向けの経営開示、ディスクロージャーの問題であります。今度農協法でこれが盛り込まれたわけであります。ところが、農協の

事業は御存じのように総合事業でございますから、金融、共済、販売、購買、いろいろな事業を総合して決算書をつくる、こういうことになつてゐるわけであります。そうなりますと、信用事業だけではないわけでありまして、具体的にこのディスクロージャーの対象になる事項、具体的開示の条件といひますか、対象ですね、これはどういふふうになるのでございましょうか。

○今藤政府委員 農協系統金融機関につきましては、これまで協同組合組織であるといったようなこともありまして、ディスクロージャーの規定が置いてなかつたわけでございますが、最近のこうした業務の拡大に伴ひまして、構成員以外の利用者との取引も増加しておるわけでございます。したがひまして、ディスクロージャーの必要性が高まつておりますので、今回法改正の中で規定の整備をしておるわけでございますが、今後こうした金融機関のディスクロージャーの具体的な内容、あり方につきましては、銀行等のディスクロージャーのあり方についての金融制度調査会におきまして今後の検討、さらには他の協同組織金融機関の動向も踏まえながら、みずからの判断により積極的に対応することが望まれるところであります。行政といったしましても、適切に指導を行つてまいりたいと考へております。

○堀込委員 そこで、農協系統の信用事業を概括的に見ますと、非常に預金量も順調に伸びてゐるのであります。問題は、やはり貯蓄率が非常に低い、それから自己資本比率が低い、それから高度な金融情勢に対応できる自己体制の確立ができてゐる、こういう問題点があるわけであります。

今単協段階の資金調達の問題を見ますと大体四・六%、平成二年度ですが、運用利回りが五・五三%、自己資本比率六・三、貯蓄率二五・六、こういう実態で、非常に問題をばらんでゐるという実態がございまして、それから信連の経営状況を見ましても、最近新聞で二、三いろいろな問題点が指摘をされておりますが、資金調達原価が非常

に上がつて、平成二年度で六・七一、資金運用利回りが六・七二、利ざやが実に〇・〇一といふところまで落ち込んでゐるというやうな実態もございまして、何とかこれは対応策が必要だろふ。しかも単協の経営は県連の奨励金で成り立つておるというやうな面もかなりあるわけであります。何らかの対応策が必要かといふふうを考えますが、この点、指導方策はお持ちでしょうか。

○今藤政府委員 金融自由化の進展とか株式市場の低迷、こういった中で農協系統の信用事業は大変厳しい経営環境にあるわけでございます。また、お話しございましたように、貯蓄率も大変低いといふたやうなことで、運用の面でも厳しい状況にあるわけでございますが、今回、やはりこうした状況を踏まえまして、金融制度改革の中でも競争条件を整備していただくという法的な制度改正も行つていただくわけでございます。いずれにいたしましても、やはり貯蓄率が低いといったことに示されますように、貸し出しを中心とした運用力の強化というのが大変必要だろふと思つております。また、利用者ニーズに対応した金融サービスの充実といったことが必要になるわけでございまして、やはりそうした仕事をやっていきます人材の育成、体制整備、ノウハウの蓄積、こういったことに努める必要がございまして、事業の一層の合理化、効率化を図つてまいりまして、今回認められました新たな業務機能を十分活用していくということが必要だろふと思つておるわけでございまして、こうした観点に立ちまして、農林水産省としましても系統金融機関の経営の健全性の確保のための一層の指導を行つてまいりたいと思つております。

○堀込委員 ぜひそういうことで指導強化をいただきたいと思ひます。とりわけ各種制度資金、特に農業近代化資金などについて非常に公庫資金が細かく入つておるわけであります。こういうこともできれば再調整をしていただきまして、農協資金の活用策を大いに拡大をいただきたいということを要望しておきます。

それでは最後に、漁協、信漁連の問題であります。漁協はさらに規模が非常に小さい組合が多いわけでありまして、貯金残高も二兆一千億円、貸出金が大体八千億円強といふやうな実態にあるわけでありまして、規模は小さいけれども零細漁民に大変重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。ところが、自由化、国際化の波に一体この規模で対応できるかどうかという懸念もあるわけでありまして、今度の業務規制の緩和策並びにこれからの中小漁協の体制強化策について考え方がありましたら、最後にお尋ねをしたいと思ひます。

○長良説明員 今回の改正法案におきまして、漁協につきましても信託業務の取り扱いを認める、信漁連につきましてもみずから信託業務を行うほか子会社による信託・証券業務への参入を認める、こういうやうなことでお願いしてゐるわけですが、今先生お話しがございましたように、金融自由化の急速な進展に加へまして、漁業につきましても国際規制の強化でありまして、漁業にございましては、漁業の経営の不振が漁協であり、漁協を取り巻く状況というのが漁業の状況なり経済状況から厳しくなつてゐるというところは御指適のとおりでございます。

こういうことで、現在漁協系統組織におきましても、全漁連を中心としたしまして漁協系統事業それから組織の抜本的な見直しという検討を行つておりました、その中で合併等の組織基盤の強化を最重点課題として取り組んでゐるところでございます。水産庁といたしましても、従来から漁協系統の信用事業の基盤強化の推進のための助成を行つてきたわけでございますが、さらに漁協の合併、信用事業の統合等を強力に推進いたしますとともに、漁協の事業組織のあり方につきましても検討を進め、漁協、信漁連の体質強化に努めてまいりたいというふうに考へております。

○堀込委員 地域金融機関は地域経済にとって非常に重要な役割を果たしています。特別な対応策を要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○太田委員長 佐藤親樹君。

○佐藤(親)委員 まず羽田大臣にお伺いをいたしますけれども、大臣もそこですと長いこと質疑を聞いておられて、かなり本法案については熟知をされたとは思いますが、ご意見を伺います。それで、あなたが大臣という立場ではなくて都市銀行の頭取という立場になったときに、前の質問者各位からありましたように、都市銀行が持っている強大な力を企業に発揮しないで、ファイアウォールをつくって、そして例えば役員の配置につきましても、あるいは抱き合わせ販売はもうありませんけれども、そういう規制の中で五〇％超の資本を持つ子会社、子孫を生んで一体どういうメリットがあるのだろうか。あなたが大臣としてではなくて都市銀行の頭取になったとして、一体今この情勢の中で子会社を、話がややこしくなりますから証券に限りましょう、あなたは頭取になったときにどういうメリットを感じて証券子会社をおつくりになりますか、なりませんか。

○羽田国務大臣 どうも頭取にはあれでございませうけれども、このごろやはり利用者のニーズというものが大幅に多様化してきておるといことが言えるだろうと思っております。ですから銀行としても、単に銀行が利益が上がるのかというだけでなくて、銀行本来の業務というものの、これとはもちろん子会社形態ということで変わるわけでありませうけれども、しかしそういったニーズに対して、時代の要請といったものに対してきたる、その意味でそういった子会社を持つということとは必要なことであらうというふうに考えております。

○佐藤(親)委員 ちょっと証券局長にお伺いしておきます。今大臣が言われますような利用者のニーズ、当分の間か当面かはわかりませんが、名前を出してどうかと思ひますけれども、例えばさ

くら証券というものが、さくら銀行の証券子会社のさくら証券が入っている、一般の顧客が行くようなものを当面とか当分の間とかやるのですか。

○松野(允)政府委員 金融機関がつくり証券子会社の業務範囲につきましては、法律では株式のプロカー業務は当分の間行わないということになっております。したがって株式のプロカー、いわゆる個人投資家対象の取次業務というのは行いません。しかし、それ以外の業務につきましては法的には行えることになっているわけではございません。証券市場というのは株式だけではなくて債券もあれば投資信託もあるわけでございます。もちろん子会社でございませうから、いきなり広範な店舗網を備えるというようなことはコストの関係からしてそう簡単にはいかないと思ひます。しかし、いざにしろそういうことで、将来をにらんだ営業展開というものを考えられますし、あるいは機関投資家というのが非常に成長しておりますから、機関投資家を相手にした営業ということも考えられるわけでございます。また、証券行政の立場からいいますと、やはり問題は発行市場でございませうから、発行市場での競争を促進することによって、金融機関の証券子会社が直接一般の投資家に商品を提供するというのもさることながら、発行市場で引受引受などを組んで、中小証券会社が従来どうしても大手に支配されて余り一般投資家に提供できなかったようなことも考えられるわけでございます。そういう意味では発行市場の競争促進ということを通じて一般投資家によりバラエティーのある商品が中小証券などを通じて販売されるという可能性も高まってくるというふうな考えられるわけでございます。

○佐藤(親)委員 法律で株式のプロカー以外ということをはわかつておられるわけですね。ただ、今までの質疑の中では、当面とか当分の間という言葉を使って、一定の業務についての規制をするということをおっしゃっているわけですね、したがって、大臣が言

われますように、そうそう門前市をなすほど大きな子会社ができ、そして利用者がどんどんそこでふえるという形態ではないかと思ひます。であります。しかも、今まで銀行系は系列なり親密証券というものを保持しておき合ひがあるわけですね。そういったおつき合ひがあるにもかかわらず、なおかつ銀行が証券子会社というものをつくっていく積極的なメリットというものはどういふふうにあるのだろうかということが、それはスパンを十年、二十年で見ればそれはそれなりにいろいろなことが言えるでしょうけれども、当面あなた方が、これだけこの法律を早く通せ、早く通せと言ひ限りは、そんな二十年先あるいは十年先の市場を見て話ではないかと思ひます。

銀行局長、今申しましたように、都市銀行が従来のおつき合ひのある系列証券なり親密証券というものを保持しておりながら、かつ、業務は極めて限られておる中で、メリットを一体どういふところに置くかと考えてございませうか。

○土田政府委員 証券子会社が当初の業務範囲は限られたものであるにいたしましても、いろいろと働き得る余地があるというところは証券局長からただいま御説明申し上げたとおりであるというふうには私に考えております。

なお、系列証券会社を持つていないかという御質問もございませうけれども、系列証券会社というものは、そもそもこれは昭和五十年代であろうと思ひますが、国債の大量発行とか時価発行の定着とかいろいろ現象が起りまして、いよいよ我が国においても本格的な金融の証券化の進展する時代になったというときに、いわば証券業務の関係での親密先を開拓するというところで、大手の銀行がいわゆる銀行系証券会社というものと提携関係を結ぶに至つたものでございませう。確かに、その提携を通じて、例えば人材の育成とかそれなりの成果は銀行の側から見ましてもあつたと思ひますけれども、しよせんいわゆる銀行系証券会社と銀行との結びつきの深さというものはまちまちでございませうし、いわばこれは御縁のあ

る会社というような意味であらうと思ひます。これに對しまして、今度御提案申し上げております中の業態別子会社というのは、まさにこれは子会社でございまして、広い意味での業務の多角化を図り、それからいわば顧客により多様な良質な金融商品やサービスを提供する体制を整える、それで、よつてもつていけば信託なり資本市場なりにおける有効かつ適正な競争の促進に資するものであり、これは積極的な理由があるというふうには私どもも考えております。

○佐藤(親)委員 たまたま表の一番上にあるものですから、例に出してなでございませうけれども、例えば興銀の場合には、御承知のように新日本なり和光なりという系列の証券会社がありますね。もしこれで興銀が発行市場で企業の債券等を発行するといふふうになった場合に、これは恐らく興銀の証券子会社が発行の実務をやる、そして流通は新日本なり和光さんなどの証券会社がやる、こういう形態になつてくるのではないだろうかというふうな思ひますが、いかがでございませうか。

○松野(允)政府委員 今例に挙げられましたケースの場合には、親密証券会社であります新日本証券あるいは和光証券というののかなり地位を保持しておりますし、発行市場においても、四社ほどではございませうけれども、ある程度の力を保持しております。したがって、それは会社、発行する発行企業にもよるわけでございますけれども、必ずしもすべてがそういう格好になると思ひませう。ただ、新日本証券なり和光証券がそれほど引受面で力がないような発行企業の場合に、そういう興銀がつくる子会社が発行市場でその力を発揮するといふことは十分考えられ、それは我々としては、先ほど申し上げましたように発行市場における競争を促進するといふメリットがあるといふふうな考えているわけでございます。そして、それを新日本証券なり和光証券が実際に販売するといふことは十分考えられると思ひます。

○佐藤(親)委員 そこで、ちよつとこれは証券局

長に聞いた方がよいと思いますが、いろいろなケースの話でありますからなによりも、例えは興銀さんが証券子会社をつくったときに、発行市場でみずから発行のお世話をする、それで割を食うのはどが食いますか。

○松野(元)政府委員 割を食うことがどういうことを意味されるかちよつとはつきりしないのですが、要するに新たな競争者が発行市場に参入をするわけでございまして、それは既存の引き受けに力を持つております大手証券会社との間の競争ということとは当然激化するわけでございまして、そういった意味では、既存の大手の証券会社が支配しております発行市場に新規参入が行われ、ある意味では大手証券会社との競争が激化し、場合によっては大手証券会社の今まで得ていた地位がある程度その競争によって揺らぐということとは当然考えられると思います。

○佐藤(現)委員 そこで、話の前提というのは、その場合に都市銀行が企業に持つております資金供給という面におきまして圧倒的な力というものが背景になれば、今までの話は全部成り立たないわけですね。今まで企業が債券を発行する、株を発行するときに、日本の現実の経済界の状況からいって、それじゃ都市銀行が証券子会社をつくったときに、そこを過ぎずに一本当に親密証券なりあるいは系列証券というものと従来のおつき合いになるだろうか。その背景には、企業に対して都市銀行、銀行が融資をしているあるいは役員を送っているという絶対的な力というものがその背景になれば今までの話というのは成り立たないわけでありまして、そこで、私は、今までの質問者からも出ましたように、ファイアオールというものはそこでしたらしなれば、これは結局都市銀行が証券界を席巻すること以外の何物でもない。きょうは細かい話は時間がないのでできませんが、ファイアオールの話については、今日までいろいろな角度から具体的な例にも触れてまいりました。それを一々挙げるつもりはありませんが、ただ、アメリカの連邦準備制度理

事会が二十八にわたりますファイアオールをつくっておりますね。アメリカの場合には、言うまでもなく持ち株会社といういわば兄弟会社であります。日本の場合には子会社ですから、しかも六十五条があるわけですから、アメリカのこの二十八よりもしつかりしたファイアオールというものをつくらなければ、これは結局、主に都市銀行の持つております企業に対して圧倒的な力の優位さというものを、そのまま発行市場においてもこれは支配力を強めていくことになると言わざるを得ないと思います。したがって、アメリカのこの連邦準備制度理事会のつくっております二十八のファイアオールというものは、その上に先ほど申しましたようにアメリカは片や兄弟であり、日本の場合には親子関係でありますから、いわば弱いわけでありまして、そういう意味では六十五条がその上にかかってくるわけでありまして、このアメリカのファイアオールというものは極めて重要な参考要素にせざるを得ない、またしなければならぬと思ひますが、いかがでございませうか。

○松野(元)政府委員 確かに、御指摘のように私も発行市場における競争を促進するということが必要だとはもちろん思ふわけでございまして、適正な競争でなければならぬわけであり、ハンディキャップがつくようなことになるとそれは競争がゆがめられる、あるいは銀行の証券子会社が非常に優位に立つということになつてしまふわけでございまして。そういった点からいいますと、ファイアオールというものが非常に重要な役割を果たすということが必要なのでござい

ます。アメリカのファイアオール、二十八項目でございませうけれども、これは御存じのようにFRB、つまり銀行を監督している当局がつくったファイアオールでございまして。そういったものを前提にして証券取引審議会というところと議論をされ、我々がいたしますか、この証券取引法でつくりますファイアオールというのは、いわば銀

行の健全性という側面ではなくて、市場の健全性あるいは適正な競争の確保というような観点からファイアオールでございまして、そういったことからいいますと、二十八項目についていろいろと議論が行われ、それが証券取引審議会の報告書の十一項目にまとめられたわけでございまして、二十八項目、いろいろと細かいのがございまして、その中には今申し上げた銀行の健全性を担保するものもかなり含まれておりますし、あるいは御指摘の、アメリカの場合は兄弟会社でございまして、そういう兄弟会社、つまり持ち株会社制度だということでの特有なファイアオールもござい

ます。逆に、日本の場合には子会社、親子関係でございまして、親子関係に独特なファイアオールというものも当然必要だというふうな思ふわけでございまして、二十八と十一という数字を単純に比較することは、御存じのように二十八が非常に詳細なものでございまして、それを前提にして議論して十一項目にまとめたのはおきまつても、基本的な考え方としては、二十八項目のうち今申し上げたような我が国にないもの、証券取引法に規定するファイアオールになじまないものは落とす、しかし日本独特の親子関係、兄弟関係ではなくて親子関係に起因するいろいろな弊害を防止する必要があるというふうな思ふ方向で検討する必要があるというふうな思ふところであります。

○佐藤(現)委員 しかし、アメリカのように、アメリカだけじゃない、日本だって銀行の健全性を担保するためのファイアオールというのはつくらなければ、それは今ノンバンクを初め大変な問題になつておるわけですから、市場のファイアオールだけの問題じゃなくて銀行のファイアオール、銀行の健全性を担保するためのファイアオールという概念も当然なければ、これは今も問題になつておりますように、大抵本法案の本質的な問題というのは企業に対する大変な影響力、確かに銀行離れということが大分起こつてきてはいるけれども、しかしやはり銀行の持つておりま

す企業に対する圧倒的な力。これはもう私なんか関係者に聞けば、先ほどもちよつと触れましたように、では銀行系の証券子会社があるのに、今までおつき合いをしておりました系列証券なりあるいは親密証券なりで発行しようというやうなことが現実には起こるか。そんなこと言わなくたって、日本の場合には、暗黙にそれはだんだん銀行系の証券子会社にシフトしていくというのが日本の風土ですよ、これは。ですから、法律でかなりきつくこのことはつくつても、当然それでも網の目を逃れて、銀行が陰に陽にやはり企業に対する影響力を行使すると言わざるを得ないと私は思ひます。

実は、本当はこの問題もつと詰めたたいのでありますけれども、時間がありませんからそのことだけを申し上げて、次に移ります。

問題は、一体日本の銀行が海外につくった証券会社、子会社じゃありませんよ、海外につくった証券会社、これが今度は日本に逆上陸をしてきて日本の市場の中で活動するときに、どういうことになるだろうか。国内の証券子会社と、日本の銀行が海外でつくった証券会社が今度逆上陸をしてきた場合の法律の建前はどうかという問題であります。

これは、証券局長が五月二十七日に、今の外国証券業者に関する法律ということで、いわゆる外証法では日本がつくった海外での証券会社が日本に上陸してくるということは想定してない、したがってそれが支店をつくるということは考えられないというのを言われておるわけでございまして。つまり、まあこれは差別用語にならないと思ひますが、黒い目の証券会社が日本に上陸をするということについては、証券局長は当委員会でお答えられておるわけでございまして、一体外証法のどこで、その支店がでない、どういう理論構成、ロジックにおいて逆上陸はあり得ない。私はこういう法律、私も外証法を読んだ限り、どこを根拠にして証券局長が、日本の銀行が海外につくった証券会社が今度日本に支店をつくるということに

ついで、どの法律に基づいて証券局長が支店はできない、こう言っているらしいのかというの
は、条文を読んでみた限りはできない、専門家に
聞いてみてもできない、それは法律そのものが想
定をしていないからというだけで一体こういつた
ものをやっていたのか。今度の法律の中にも、な
るべく日本の銀行なり証券行政というものを透明
にしようということと通達等を法律にしているも
のがあるわけでありまして、透明性の面から申
しますと、一体外証法のこういう理論でどうい
う条項で、証券局長がこの前当委員会に逆上陸はあ
り得ないんだということを言われたのか、お考え
をお伺いしたいと思います。

○松野(元)政府委員 日本銀行が海外につく
ております証券子会社が日本に上陸してくるとい
う場合の問題でございます。

この上陸してくるという場合に、海外の証券子
会社が日本に支店をつくるというような場合は、
今御指摘になりました外国証券業者に関する法
律、つまり外証法と言っておりますが、この外証
法によつてその支店ごとに免許を与えるというよ
うなことになるわけでございます。その場合に、
この外証法というものは日本の銀行の海外証券子
会社が日本に支店をつくるというようなことは想
定していないと私が申し上げましたのは、この外
証法ができましたときの経緯でございます。で
きましたときに、外国の証券業者が日本に支店を
つくるということを前提にしてこの立法がなされ
ているわけでございます。したがつて全く想定し
ていないということ申し上げたわけでございます。
して、では法律の中でどうかということとは、その
法律の条文そのものから見ればそれを明示的に禁
止している条文はございません。したがつて、あ
くまでも外証法ができたときの趣旨ということで
申し上げているわけでございます。

なお、逆上陸のケースとして支店をつくるとい
う場合ではなくて、さらに海外の証券子会社、つ
まり日本の銀行の海外の証券子会社が日本にまた
子会社をつくるというようなケースも考えられな

いわけではないわけですが、これは外証法ではなく
て証券法の世界に入ってくるわけでございますし
て、それは証券法上どういふふうか評価するかと
いうことは検討の対象になるわけでございます。
この前の御答弁でも、そういうケースというもの
も考えられるということをお願いしたわけござい
ます。

確かに、外証法には明示的には禁止の規定はご
ざいませぬけれども、私どもの解釈としては、や
はり外証法の趣旨からして、そういう外国にある
日本の銀行の海外証券子会社が支店の形でやつて
くるということについては、これは外証法上、そ
の趣旨からして、なかなかそういうものを認める
ということとは難しいのではないかと、想定してい
ないという言い方をしたわけでございます。

○佐藤(親)委員 海外につくる証券会社というの
は、大抵一〇〇%だと思つております。一〇〇%の
のが今度日本に支店をつくる。そんなことをする
のだったら、日本国内で証券子会社をつくればい
いじゃないかということもなつてくるから、私
も、必ずしもそういうケースが起り得るかどう
か、同じ黒い目の話でありますから、起り得る
かどうかというのがありますけれども、しかし想
定をしていないというだけで果たしていいのか
な。

ということは何かといいますと、言うまでもな
く、外証法でつくられます外国の証券会社と日本
におきます外国の証券会社というのは、日本のよ
うに株を持つていられるわけじゃありませんから、し
たがつて、ファイアウオールが低いわけですね。
そうすると、今局長言われましたように、黒い目
であるうと、日本に上陸するときには形式上は外
証法の枠の中に入らねばなりませんから、そうな
りますと、実体的には日本の証券会社、しかし、
法律的には外証法の中に入る証券会社支店という
ことになりまして、それによつてファイアウオー
ルが違つてくるということになりますと、これは
やはりファイアウオールについてはびつちとな
ればいかにぬという問題が出てくるわけですね。

将来どういふふうになるかわかりませんが、私も
法律をつくったことがあるが、やはり法律をつく
るときにはあらゆるケースというのは考えていか
なければならぬのじゃないだろうか。そこは皆さ
ん方の行政指導という大変な力で、いや、そんな
ことはもう首をねじ曲けても認めさせませんとい
うことで済ませるのかどうか。そういうこと自体
が今不透明だということを言われておるわけであ
りますから、このことはひとつさらに研究してお
く必要があると思つております。

もう一つ、同じようなケースを申し上げたい。
それは、御承知のように、外証法の中に、日本に
支店をつくらずに、外国の証券会社が日本で、日
本の企業が外債を発行するということに、例えば
ニューヨークから来て、そして日本の企業と相談
をして、こういう条件でこういうふうに行つしま
しょうといつて協議することだけは、外証法の中
で日本に支店を持たなくてもできるという項目が
あります。これは協議のみですね。しかし、調
印はニューヨークでやらなければいけません、こ
ういうことになつていまして。

今度そのことを、もう一つは、海外で販売を前
提として、国内でいわばシンジケート団に入ると
いうような場合は認められるという、これは外証
法の第三条の第二項のただし書きにあるわけであ
りますけれども、こういうようなケースの場合、
もしこれから銀行の証券子会社ができたときに、
先ほど申しましたように、圧倒的に企業に対して
強い力を持つていける。それが、企業が外債を発行
する、このときに、実際には日本国内で日本の証
券子会社が話し合い、協議だけをしておき、そし
て形だけは銀行の証券子会社がその企業と外債発
行についてニューヨークで調印するということ
も、今銀行というものの企業に対する大変な影響
力を考えますと、先ほど申しましたように、銀行
系の証券子会社ができれば、やはり企業というの
はお金を借りて、役員を派遣されているとい
うことになりまして、系列証券会社や親密証券
なんかよりはさらに顔を立てていこう、ちよつ

と条件が悪くたつて、その方が全体丸くおさま
るといふのが日本の風土ですから、そういうこと
から申しますと、一体それについても、そういう
ケース、つまり、実際には日本の国内で日本の企
業と銀行系の証券子会社が話をしておき、そして協
議はするけれども、形だけはニューヨークで調印
をするというふうなことを防がなければ、これは
外証法の、本来青い目の方々のためにつくったこ
れが悪用されるケースというのとは出てくる可能性
は私は十分あると思つております。これについても、そ
ういふこともいけませんよというファイアウオー
ルというのはいけませんよといふかなければいか
ぬというふうに思いますが、いかがでございますか。

○松野(元)政府委員 確かにこのファイアウオー
ルにつきましても、我々は外証法におきまして
も、今回証券法で導入しますファイアウオールと
同じものを導入することを予定しております。こ
れは外証法の改正法の中に、証券法を準用してお
ります。ただ、いわゆる純然たる外国の証券会社
の支店、いわば青い目でございますけれども、純
然たる外国の証券会社の支店の場合には、五〇%
の子会社の支店というのではなくて、今度は一〇
〇%の海外にある子会社の日本の支店というもの
も認められることになるわけでございますけれども、
も、そういったものと、国内にあります外国の銀
行との関係というものについては、これはファイ
アウオールをきちつと整備するということにして
おります。

そういった限りにおきましては、仮に日本の銀
行の海外証券子会社が、外証法に基づいて日本に
支店を持つてくるというようなことがありまして
も、同じファイアウオールが適用されますし、あ
るいはそこは、今御指摘のございましたような点
も踏まえて、さらに国内におけるファイアウオー
ルというものをそういう場合には厳しくするとい
うようなことも考える必要があるかと思ひま
す。

いずれにいたしましても、外証法については、

今のところ私も、先ほど申し上げたように、いわゆる黒い目の支店ができるというのを予定してはいないわけでございまして、それは、銀行が自分自身が国内に一〇〇%子会社がつくれるのに、あえて回りにくい形で逆上陸みたいな形でやってくるかどうかというようなことは、本当にあり得るのかということも考えているわけでございまして。

確かに外証法には、国内に支店がない場合に協議をするということが認められておりまして、その協議をした後、調印は海外ですればいいという仕組みになっております。これもすべて、いわゆる純然たる外国の業者の支店ということを前提にしている規定でございまして、いわゆる青い目の規定でございまして、そういった点についても、やはり御指摘のような、もし支店の形で逆上陸というような問題が起ってくる場合には、御指摘のような点についても十分また検討をしていく必要があるというふうに考えるわけでございまして。

○佐藤(観)委員 あわせて、別の角度から申し上げますと、今度三局指導というものについてこれを見直すということになっていきますね。そうしますと、結局今までやってまいりました海外におきまます証券の証券子会社が銀行の証券子会社よりも優位というのか、上位に置くという表現がいいのか、それが崩れてくるわけでありまして、そういった意味におきまして、同じように三局指導との関係におきまして、今の日本国内におきまます銀行と企業との関係というものが、そのまま銀行の証券子会社と企業との関係になり、それが形だけ外債発行の場合にも外でやる。今までは、証券会社の海外の証券の方が優位だ、こういうことになっておりましたから、まだ幾らか規制できておりましたが、今度三局指導をそういう格好にいたしますと、やはりそれも企業に対する銀行の影響が海外でそのまま発揮されるということになりかねないわけでありまして、このことについてもファイアウォールというのはいちいちとしていくということが必要であると考えますが、よろしいで

すね。

○松野(元)政府委員 御指摘の三局指導というものでございまして、これはそもそもともいいますか、もともととは、日本の銀行の海外証券子会社というものが余りまだ体制が整備されていないという時期に、日本の企業が海外で資金調達をするというのを考えた場合に、もし日本の銀行の海外証券子会社が引受幹事をするということになりますと、どうしてもその体制の問題からして、国内で親銀行が発行会社と接触をするということになるのではないかと。それは、六十五条に触れるような引受業務の一部を行うというような危険、おそれがあるということ、そういうものを予防するためにこういう三局指導というものができたわけでございます。

したがって、今回、銀行の証券子会社というものが参入という状態になりますと、それから海外の日本の銀行の証券子会社というの相当実力をつけてきておられますから、三局指導について、これを見直すということは必要だということには考えるわけでございましてけれども、今申し上げたその三局指導の基本的な趣旨といえますか、つまり、国内において日本の銀行が日本の発行会社に影響力を及ぼして、あるいはそこで引受業務の一部をやるというように、いわゆる六十五条に照らして違法になるような行為を行うということ、これは避けなければならないというわけでございまして。したがって、親銀行が発行会社である企業とやることはもちろん禁止といえますか、これは六十五条に触れる行為でございまして。

それからもう一つは、銀行の証券子会社が発行体とやる場合についても、いろいろとファイアウォールをつくって、少なくとも銀行の影響が直接接発行会社と証券子会社との取引といえますか引き受けの問題に影響を及ぼさないようにということ、これを考えていく必要があるということ、ございまして、御指摘のように、この三局指導を見直す、あるいは緩和するといったしましても、基本的

的に、今申し上げたような三局指導の存在意義といえますか、三局指導が予防しようとしていた行為そのものはやはり依然として、銀行としてそういうことを行ってもらつては困るということは何らかの形で確保していくということになるうかと思ひます。

○佐藤(観)委員 その六十五条というのは厳然とあるわけでありまして、今度の改正でそのこと自体を変えるわけじゃないわけでありまして、ただ、国内で事実上銀行の影響を企業にもたらして、それを形だけ海外でやるということのないようなことは外債発行についてもちゃんとしていかなきゃいかぬ。それは、言うまでもなく六十五条の精神がちゃんと厳然と守られるようにしていかなきゃならぬ、このことはびちつとしておいていただきたいと思います。

次に、市場の問題でございまして。特に、国内の公募市場が空洞化をして、ユーロ市場の方がどんどん大きくなっているという問題でございまして。

お手元に、大蔵省につくつてもらつた過去十年間におきまます社債及び株式の年度別の発行状況というものを配つてもらいました。もう一目瞭然で、エクイティー物はこういう状況でありますから、とてもじゃないものです。企業の資金調達というのは普通社債というものが非常に大きなウェイトを占めてきている。これはまさに重要な資金調達手段となつてきているわけでありまして、一番最近でいえば、国内での平成三年度の数字が二兆四千億ということになっておるわけでございましてけれども、海外での普通社債の方がそれよりも多くて三兆八千億円となつておる。おとしぐらいからずつとその傾向、つまり国内で発行するより海外で発行する社債の方が多くなつていくということでありまして。これはいろいろな問題があるわけでありまして、しかも国際的に最大の資産大国と言つてみても、しよせん東京の市場、日本の市場というのはだんだん空洞化していつて、海外の方が、特にユーロの方が大変大きくなつてきているということは、特にヨーロッパ

の市場を考えますと、これからロシアの援助だとかあるいはポーランドの援助だとか、あるいはユーゴスラビアの援助だとか、いろいろ、ヨーロッパはヨーロッパのいろいろな資金需要がある中で、日本がそこにどんどん出ていって資金を吸収してしまうというところは、これはまさにヨーロッパ市場におきまますクラウドファンディングアウトを起しかねないということで、私は大変問題だと思つております。

きょう、お手元にはそこまで配りませんでしたけれども、例えばOECDの資料を見ましても、日本は海外での発行が一番多いんですけど、ちよつと後で資料を申し上げますけれども、一体これはどういう原因が、理由があると考えておられますか。

○松野(元)政府委員 御指摘のように、普通社債の発行につきましては海外が非常に多いわけでございまして。これは従来から言われていることでございまして、やはり国内市場におきまます手数料、受託手数料を初めとする手数料が、海外、特にユーロ市場に比べて非常に割高であるということ、それから、社債の商品性につきましても、ユーロ市場には非常に自由な商品設計ができる、国内市場では商品性が事実上かなり制約をされてきたというような問題、それから、社債が発行できる、いわゆる適格基準というものが、我が国企業が海外で行う場合にも適格基準というものはあるわけでございまして、海外で発行する場合の方が国内に比べて適格基準がやや緩いというような問題、そういうようなことがありまして、海外、特にユーロ市場における我が国の企業の普通社債というものの発行が多くなつていくというふうな考えられているわけでございまして、今申し上げたような要因をできるだけ緩和するといえますか、解消するように努力をしてきているわけでございまして、商品が多様化も進んでおりますし、あるいは手数料もここ一年ぐらいいでかなり急激に下がつてきております。商品性も多様化してきているわけでございまして、そういうようなことを背景にし

て、もちろんエンクイティファイナンスが非常に低迷しているというようなこともありまして、普通社債市場が国内市場も非常に活況になってきているわけですが、引き続きこの手数料の問題、まずこの手数料の問題は実は受託制度の問題にも絡んでくるわけでございます。そういう受託制度については、現在、商法改正を初めとする社債関係法の改正議論というものを法制審議会を中心に行っているわけでございまして、あわせて社債の発行限度というものが商法で規定されておりまして、これにつきまして、発行限度というものが外国にはないわけでございますので、撤廃するというような方向で検討を進めているところでございます。

○佐藤(観)委員 通産省の産業構造審議会の産業金融小委員会の提言というのが昨年の十一月に出ているので、それを読んでみたわけでありましてけれども、一言で言えば、今局長が言われましたように、手数料の見直しをしなければならぬという問題があり、それから財務制限事項等の発行条件の弾力化、それから変動利付債の発行など商品性の多様化というようにことが指摘をされておるわけですね。

そこで、この手数料の問題について半ペラに、「日本市場、ユーロ市場での普通社債を発行した場合の手数料の比較」というので、発行額百億円、年限が七年、利率が六%、格付をA、無担保、無保証ということで大蔵省につくってもらいました。ただ、私もちょっと時間がなかったのでもう少し精査する暇はなかったわけですが、この数字はユーロの場合の期中の費用が抜けているんじゃないかなという感じがします。引受手数料というものが証券の取り分、それから受託手数料(当初)と受託手数料(期中)が銀行の取り分、それから利払い手数料から元金償還手数料が銀行の取り分ということになって、この数字では余り違いがよくわからないのでありますが、例えば今申しました産債審のこの数字を見ますと受託手数料、特に問題は受託手数料なんです、八倍になって

いるというような数字もあつたり、また別の専門家にはじめてもらいましたら、簡単に言いますと、今のうちに同じ条件の発行額をやってみますと、日本の方が〇・二%高い。〇・二%というのは、その数字自体は大したことはないかと思ひますけれども、百億だと二千万で、七年ですと一億四千万ということになるわけなんです。今局長が言われましたように、この半年間ぐらいの間に確かにかつてはきておるわけでありまして、一つは手数料の問題については、主に受託手数料の方の話でありますからこれは銀行局になるのか、発行市場ということでは証券局になるのか知りませんけれども、この問題の改善ということもひとつやらなければいかぬんじゃないか。これだけじゃありませんよ、やらなければいかぬのじゃないだろうかと思ひます。いかがでございますか。

○松野(允)政府委員 お答え申し上げます。御請求によつて提出したこの資料でございますが、ユーロは、このケースは財務代理人費用ということで、いわゆるフィスカルエージェントでございます。それ以外のケースでこの受託、ユーロの場合にはトラスティと呼んでおりますけれども、この受託を置きますと期中費用というの若干あります。それは日本に比べれば安いわけでございます。このケースはトラスティを置かないというところで計算しておりますので、非常に少ない金額になっておりますが、トラスティを置いてもこれの五倍ぐらいの期中費用がかかるぐらいでございます。

それで、今言われましたように、この手数料の中で特に日本が割高なのは受託手数料、それも期中にかかると、あるいは当初受託あるいは期中費用というところあるわけでございますが、合わせた受託手数料がユーロに比べるとかなり高い水準にございます。それからもう一つ、元利払い手数料というものも、これは銀行だけに入るわけではなくて、元利払いを行います事務取り扱いを行います機関に入るわけでございますが、これもかなり高い水準に

なっております。

受託手数料につきましては、先ほど申し上げましたように、これは受託制度というものと非常に密接に関連をしております。受託制度というものを本当に、例えば諸外国におけるトラスティ、これは社債発行された後の専ら社債権者保護のための機能に限定されているわけでございますが、そういう機能に限定するということがないまま、当然手数料もそれに安くなるということも期待されるわけでございます。もちろん受託制度を改正しなければ一銭も安くならないというわけではなくて、これは我々が努力してかなり下げてきておりますけれども、今後も下げていくようにいろいろと要請をしたいわけですが、基本的には、受託制度というものを直すということによつて、この手数料を適正な水準といいますが、諸外国と遜色のない、並ぶような水準まで下げていくということを期待しているわけでございます。

○佐藤(観)委員 今お話があつたように、専門家につくってもらいますと、一九九一年三月とユーロとを比べてみますと、先ほど申しましたように〇・一五%、ことしの三月とユーロとを比べてみますと〇・〇五%というところで、差は十分なくなつています。ただし、トラスティの問題がありますから、これをどうするか。不満なのは、一体日本の管理とヨーロッパの管理はそんなに違うわけはないのじゃないか、何でそんなにトラスティが高いのかという問題がいろいろあつて、本当はやらなければいけないのですが、余り時間はありませんし、きょうは省かせていただきます。

もう一つ、ユーロ市場にどんどん流れてしまうという中には、日本の社債市場というものが例えば国内の国債の市場あるいはアメリカの市場に比べて非常に流動性がない、流動性が劣っているという面、それから、今までは大した量ではなかったけれども、このままのような流通市場ではいずれば壁に突き当たるのではないかと一面で、

流通市場の基本的な改善をしていかなければいかぬのではないかと。これもいろいろの難点があるのですね。小口だとか、いろいろな種類があるとか、いろいろな難点があるのでありますが、このこともやつていかないと、最大の債権国だと言ひながら資金の方はヨーロッパからどんどん取つてくるというのでは日本の市場の空洞化ということ避けられないし、それだけじゃなく、資金が必要ならヨーロッパに先ほど言ひましたようなクラウドファンディングを起さなければならぬ、金持ちだという割には日本は一体何をやってるのだ、こういうことになっていくわけでありまして、確かに対策は細かいけれども、このこともきちっとしていかなければ、いかに制度改革をやつた市場自体がうまく機能していかねば何にもならぬわけでありまして、その点についてお伺ひしたい。その方針を伺つておきたいと思ひます。

○松野(允)政府委員 確かに、日本の公債の流通市場を見た場合には、九割以上の売買は国債で占められておまして、特に普通社債の売買高というのは極めて少ないわけでございます。この原因はいろいろあるわけでございますが、一つは、一つの発行額が比較的少ないという問題がございます。したがって、どうしても市場がでにくい。これに対しては、例えば一回の発行額をふやすとか、数回の発行をまとめて一つの銘柄にできるような、銘柄統合のようなことができるような工夫をする必要があるかというふうに思つております。

それから二番目は、価格の公示機能といひますか、流通市場において形成される社債の流通価格の公示機能というものが必ずしも十分でない、一部の大手の機関投資家だけにその情報が渡つていくというところもあるわけでございます。もちろん、価格公示の対象となつていない銘柄数も少なかったという問題もあるわけですが、これにつきましては、先般、損失補てんの禁止をした法律の具体的な運用としての自主ルールのようなものをつくりまして、そのときに、この社債も

含めまして、特に店頭市場における債券の売買についての価格の公示あるいは公示する銘柄をふやすとか、価格を毎日公示するとかいうような改善をしております。それが効果を発揮してくれることを期待しているわけでございます。

それから三番目には、日本の場合には社債のたしか八〇％くらいはいわゆる登録債でございます。登録されている。登録債といふのは、これは社債等登録法という法律に基づく登録制度でございますが、これ自体が余り流通を予定していないという法律でございます。社債権者保護というものはあるわけでございますが、そこは、この法律改正をしまして、登録制度が流通性の阻害にならないような改善をする必要がある。現在の登録制度というのは非常に厳密でございます。社債を一つ一つ記番号から同一性を確認するというようなことになっております。そういうふうな点について、もう少し流通性を考慮に入れたものにしていく、それによって、例えば振替決済制度のようなものにも乗ることができるといふようなことが考えられるわけでございます。この社債登録法の改正につきましては、先ほど申し上げました社債関係法の改正議論と並行してやっております。あわせて成案を得たいというふうに思っております。もちろん社債は、実は株式などと違ひましてそんなに流通が頻繁に行われるという性格のものではないでございます。したがって、そこにはおのずから限度があるわけでございますが、ただ、今申し上げたように、流通性を阻害してゐるような要因というものは一つ一つであつてもできるだけ早く取り除いていって、流通市場が拡大していくことが必要だというふうに考えております。

○佐藤(親)委員 今答弁がありましたように、これをすればという簡単なものじゃないことは私も十分わかつてゐるし、また性格が株などのようなものと違ひますし、利幅が極めて薄いものであります。そうそう流通というものは、相手を見つけないのが難しい、いろいろな問題があることは私も

存じておるわけであります。ただ、国際的に見たときに、最大の債権国といひながら、自分の金は使わないで人の、人のという言い方はよくないかもしれないませんが、ユーロ市場にどんどん行つて、向こうだつて資金需要があるのに、しかもあそこは比較的狭いから、わつと行けばやはり金利が上がるということとで迷惑がかかる人もゐるわけですから、その視点を絶えず忘れずに、なお一層これは改善策をしてもいいと思ひます。

あわせて、いわゆるサムライ債、円建て外債の話であります。

日本の市場において非居住者が、青い目と云つていいのかな、非居住者が日本の国内で余り発行——確かに九〇年度はかなり多かつたが、九一年度になつたらぐつと少なくなつてしまつた。一方、今度は非居住者による債券発行というのを見てみると、国際的にはスイスが一番多くて二百三十二億ドル、これは九〇年、暦年の話であります。スイスが一番多くて、二位がアメリカで九十九億ドル、三位が日本で七十九億ドルというように数字が出ております。時間がありませんから途中全部省きますけれども、ところが、ユーロ市場からの資金調達というのは日本がトップで四百三十三億ドル、いわば三百六十四億ドルの取り入れ超過ということになつてゐるわけであつて、我が国市場で外国の人が日本の資金というものを取り入れていく、調達をしていくということが一体なぜ低調なのか。このあたりもやはり改善していかないと、日本の国際的な摩擦、資本市場におきまして摩擦といふこともまた解消していかないと、いかにいふことにもなると思ひますが、その点はいかがでございますか。

○松野(九)政府委員 いわゆる非居住者、外国の発行体による日本の市場における資金調達、円建て外債、こう呼んでおりますが、これは確かに御指摘のようにここ二年ほど減少してきてゐるわけでございます。これはやはり基本的には、先ほど申し上げました国内市場と、その反面ユーロ市

場ではかなり発行されておりますので、国内市場とユーロ市場との差といひますか、やはり発行コストの問題、商品性の制約の問題等がありまして、どうもユーロ市場の方で円債を発行するといふような動きがあるわけでございます。それに加へまして、非居住者の日本における発行の場合の一つの問題は、やはりその発行体に対するリスク判断という問題がございます。特に途上国などの発行体に対するリスク判断というのが、特に機関投資家を中心にしてかなり厳しいというふうな問題もございまして。

いずれにいたしましても、今御指摘がありましたように、せつかくといひますか、日本の証券市場、特に外債市場といひますのはかなり順調に拡大をしてきたわけでございますけれども、今のようないふ事情あるいは起債環境等もありまして、このところ少し低調になつております。それに對しては、基本的には国内市場のより一層の規制緩和といひますか、自由化といふものを図るということ、あるいはその発行の方法をいろいろ考へる、例えば国際機関の場合に、世界銀行でございまして、いろいろな市場で同時に発行するというようなことも試みられております。

いずれにいたしましても、この日本の国内における外国発行体の資金調達ということについて、やはり基本的にはこの規制緩和をしていって自由に使へるような市場にしていく必要があるというふうに考へてゐるわけであります。

○佐藤(親)委員 まださまだな問題もありませんけれども、時間ですから終わります。

○太田委員長 午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時三十分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○日笠委員 いよいよまさに金融制度改革法案が大詰めを迎えました。きのう積み残した問題を中心に何点か伺ひたいと思いますが、その前に、二、三大臣にお伺ひしたいのです。

先ほどお手元にお届けしました国税庁長官尾崎護推薦とあります「私たちの税金」、これは毎年大蔵省の方から私たち委員にいただくわけでございます。昨日配付されたようでございますが、昨晩持ち帰つて見ましたところ、この二百二十九ページ、パートのところでございまして、パートで働いた場合は配偶者控除であるとか配偶者特別控除等が受けられるようになったということ、税の面のいわゆる逆転現象はないということ、これはそのとおりでございます。

それで、二百二十九ページのところにただし書きが三行ほどあります。「なお、パートの年収が一定額以上となつた場合に、夫の健康保険が使えなくなつたり、夫に扶養手当が支給されなくなつたりすることがありますから、これらの点も注意した方がよいでしょう。」今のパート問題を適切に簡略に述べておられるのですが、もう少し詳しい方がいひたいと思ひます。夫の健康保険が使えないだけじゃなくて、一定額以上、すなわち百二十万円以上になりますと国民年金にも加入しなければならぬと云ふ。そういう点がございまして、今後改訂版をつくるときにはもう少し詳しくその点も書くようにされたらより親切なパンフレットになるのじゃないかと云ふと思ひますが、大臣いかがですか。

○羽田国務大臣 御指摘の点、まさに考へなければいけない点でございますから、せつかくこういふものを発行するのですから、もう一言つけ加へることぐらいはできるであらうというふうに思つております。

○日笠委員 それから、過日、証券取引等監視委員会の制度についての法案は参議院も通過いたしました。今私どもがせつかく通した法案で、新たに監視委員会をつくるということと賛成をしたわけでございますが、国会の会期末も、延長という

ことがあれば別ですが、今のところ六月二十一日まで。ところが、二十一日が日曜日です、二十日は土曜日ですから、実質は六月十九日まで。となると、あと二週間あるかないかなんです。この人事は国会同意人事として開会中にできるんだらうかどうか。初めての、初代の委員長、委員の方でありますから、やはり事前に国会での同意ということが望ましいとは思いますが、その人事について、今国会中同意人事ができる方向かどうか、またそのような検討を鋭意しているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○羽田国務大臣 この委員会を創設することにつきまして、両議院の御同意を得て七月中旬に発足させる、そういうことになっております。その意味では、今国会におきまして委員長及び委員の任命につきまして国会の御同意を得られるよう、私どもとしても最善の努力を尽くしていきたいというふうに思います。

○日笠委員 それから、法案の審議の前にもう一点最後にお伺いしたいのですが、最近こういう要望が私どものところに多いので御質問を申し上げるわけでございますが、財形貯蓄のことです。財形貯蓄の中には、五百万円まで非課税ということで、住宅型と年金型があるわけですが、これにつきまして、一たん住宅型と決めると、ほかに転用すると、これは住宅取得のための貯蓄であつたということとでさかのぼって利子が取られるということにもなります。しかし最近、住宅を購入しようと思つて貯蓄しておつただけでも、土地高騰などでもうあきらめて年金の方に回したいとか、また年金型の財形貯蓄の方も、手ごろな物件が入つたのでこのお金で住宅を買いたいとか、こういうふうなことが昨今多いようなんですね。この際、住宅型、年金型ともどもに、それぞれ五百万円まで非課税という特典があるわけですが、その限度内であれば住宅型の方でも一回だけなら年金型へ、年金型の方でも一回ぐらゐであれば住宅型へとチェンジできるというぐらゐの緩和は、経

済社会情勢が刻々と変化してある中で、一たん決めたら最後までよというのじゃなくて、せめて途中一回ぐらゐならその変更を認める、相互交換できるというぐらゐの御配慮があつてもいいのじゃないかと私は思います。いかがでしょうか。

○羽田国務大臣 財形貯蓄につきましては、勤労者の自助努力による貯蓄制度といたしまして大変重要なものであると思つております。また勤労者のニーズに沿つたものというふうに考え、今定着しておるといふふうに考えております。今御指摘のごさゝました財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄、この間一回ぐらゐは相互変更があつてもいいじゃないかという御指摘でありますけれども、これまで具体的な要望としては私どもまだ聞いておらないということでありまして、いづれにしましても、この制度は労働省の所管でもあるということとがございまして、本件につきまして、労働省の考え方も承つてみたいというふうに考えております。

○日笠委員 それでは、金融制度改革の中身といましようか、内容について何点かお伺いいたします。

先ほど佐藤委員でしたか、三局指導のことについて取り上げられました。私もかつてこの金融制度改革法案の審議の中で一度取り上げました。これは口頭通達なんですかね、口頭指導なんですかね。口頭指導とか口頭通達というのは一体どういうふうに関係者には内容を伝えたいんではないか。具体的なその内容について述べていただきたいと思ひます。

私の方の手に、各金融機関に銀行課として五十年八月二十九日「邦銀の海外現地法人の証券引受業務について」という文書があります。恐らくこのとおりと言つたんだと思うんですね。これを見ますと「一、本邦企業の外債発行にあたり、邦銀の現地法人が当該外債の幹事引受会社に参加することとなる場合には、当該邦銀は、本邦証券会社の従来果してきた経験・役割等を十分尊重すると共に、当該引受業務に関し、証券取引法第六十

五条の定める規定に違反する事態が生ずることのないよう留意すること。二、上記の趣旨を徹底するため、目録見書、墓石公告における社名の配列・順序等についても十分配慮すること。」非常に微に入り細に入り、これを口頭でやられたそうですが、それは間違ひございませんか。

○土田政府委員 いわゆる公文書による通達によるものではないというふうに理解しております。これを口頭というか、それとも文書を示しながら説明したというか、そこは昭和五十年ごろの話でございましてよくわかりませんが、いわゆる正式の通達というようなものではございません。

○日笠委員 正式な通達じゃないけれども、ちゃんとそれを聞いた銀行はこれを代々申し送りをしていくわけですよ。ですから私の手元にこれがあつるわけであつて、私が偽造したわけじゃないとございせん。

そういうことで、口頭通達が、五十年八月という銀行局長は当時何をされておつたのか、十六年前ですから恐らく該当者ではないと思うんですが、自分がいわゆる口頭指導した御当人ではないと思うんですが、こういう不明朗な、十六年前のことがわからないような、そんなことが、延々と受けた方の銀行では代々申し送りをしておるわけですね。

そこで、今回の、証取審の本年一月二十八日の報告書によりますと、そのところをきちつと書いてますね。お手元にございませうれば三十一ページを見てください。口頭による行政指導は原則として廃止し、廃止できないものについては法令化、規則、または廃止、整理統合の方向を踏まえつつ明文化しろと、こうありますが、この三局指導の口頭指導は今回のような方向で検討をされるんでしょうか。明文化ということでの御答弁をお願いいたします。

○土田政府委員 私どもの方は金融制度調査会をお預かりしておりますのでその観点から申し上げますと、本件はいわゆる諸規制、諸慣行の見直しの具体的な項目の一つということでございまして、こ

の辺につきまして昨年の六月に出されました金融制度調査会の答申では「本邦企業の外債発行に当たり、邦銀系証券現地法人は引受主幹事となることとできないこと等を内容とする三局指導は、これを撤廃する。」という答申をいただいているところでございます。

ただ、基本的方向はこのような答申を尊重するということではありましようが、その過程において、これは先般来いろいろ証券局長の方から御答弁申し上げておりますけれども、国内社債市場の活性化など、なお考慮すべき事項も残されておりますので、その具体的方法について現在検討を進めているところでございます。

○日笠委員 そうすると、この諸規制、諸慣行の一つである三局指導の場合は、口頭通達、口頭指導での行政指導ですから、いづれにしても廃止するか明文化する、このように理解していいですか。

○松野(元)政府委員 証取報告書を御引用になりましたので、私の方から補足して説明させていただきますと、私の方は口頭通達は原則として廃止するということとしております。ですから問題は、それを明文化して例えば自主規制団体のルールにするとか、あるいは全く廃止してしまうのかということ、まだ検討中でございます。ただ、ここに書いてあります中身の精神といいますか、今お読み上げたいただきましたけれども、要するに六十五条に違反するような行為が国内で行われないうこと、これは必要なことでございまして、それを担保するための何らかの措置は必要かな、それは一体どういう措置が要るのかなというのを今検討している最中でございます。

いづれにしても、このもの自体は、口頭通達は原則的に廃止するというこの一つでございします。

○日笠委員 今明文化するというをおつしやいましたけれども、ファイアウォールの一部だと思ふのです。そういう意味では、運用基準だとかガイドラインをつくる際にはこの点もぜひ明

確にするように、これは強く要請をしておきたいと思ひます。でないと、先ほども青い目、黒い目が出ましたけれども、明文化しないと片方の目が黒で一方の目が青いというようなことになるわけですね、ブロードで青い目の人に魂だけは和魂よというふうな。日本の口頭通達が海外の方で通用するわけですから、だから、そういうことがないようにひとつ明確に、基準なら基準をつくるなら、明文化するなら、それはそれで結構だと私は思ひますので、要請をしておきたいと思ひます。

それから、投資顧問会社の損失補てんということについては余り議論をしませんでした。が、しかし、投資顧問会社もだんだんと一任勘定等で扱うボリュームも大きくなつておるようでございますし、やはりこれはこれとして損失補てんについて何らかの措置を講じなければならぬんではないか、このように思ひますが、投資顧問会社の損失補てんについて何か対応がございますか。

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕

○松野(九)政府委員 先般明らかにしました損失補てんの中には、投資顧問業者みずからが補てんしたものはございません。投資顧問業者というのは、そもそも顧客と証券取引行為をすることが禁止されております。また双方代理になつて、お互いの代理となることも禁止されておりますので、そういった限りでは証券取引行為を通じて投資顧問業者が顧客に損失補てんをするということはないわけでございます。しかし、例えば投資顧問会社が親証券会社に補てんを要求するというようなことになりましたと、これは証取法でこの前禁止していただきました損失補てんに該当することになります。したがって、投資顧問業者が損失補てんをする場合といふのは、例えば現金を直接渡すというように非常に限られた場合になるわけでございますけれども、そういった場合についても、現在検討しておりますのは、投資顧問業法の二十三条は禁止行為が書いてございます

が、それに基づく省令で禁止をしたいというふうな考へておきまして、省令に禁止行為を書きますと、それは当然違反いたしますと法律違反効果が出て行政処分の対象になるということになります。

○日笠委員 それから、証券子会社の免許基準の具体化、明確化ということがうたわれておるわけですね。証取審の本年一月二十八日の報告書です。これは時間がありませんで、一つ一つ詳しく聞きたかつたのですが、いわゆる収支条項というものと適格性条項というものと経済条項、この三つを基準に免許付与をしていくということのようでございますが、その中で適格性条項、証取法三十一条ですか、証取審報告では「適格性条項については、その性格に照らし定量化が困難である。」というふうな述べておきまして、しかし「その場合、審査の項目、留意点等について出来る限り明確にすることが適当である。」というふうな言つています。その中で「役員、主要株主等が十分な社会的信用を有し、かつ役職員についてはその経歴等に照らし、免許業務の運営に不適切な資質を有する者がいないこと」と非常に抽象的なものですが、これは一体何を言わんとしているのでしょうか。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○松野(九)政府委員 この免許基準の中の社会的信用のところにつきましては、今御指摘のような報告書の表現になつております。これは、一つは免許制を四十三年に導入いたしましたときにこの社会的信用というのを入つたわけでございますが、そのときの考へ方は、例えば公私混同とかあるいは簿外の処理をしていたとかいうような、これは登録制を免許制に切りかえるときですからこういう運用があつたわけでございますが、新規に免許をおろす場合に、不適切な資質というのは判断が非常に難しいわけでございますけれども、やはり証券市場の公正さを維持することがどうも期待できないような者というふうな、これはなかなか具体的に申し上げるのはいかかかと思ひますが、やはり証券市場

を利用して不正な行為を行う、あるいは行うようなおそれが非常に強い、これはよく俗に例えれば仕手筋とか何とかいうのが言われておりますし、あるいは暴力団がそういうふうなことをやっているというふうなこともあるわけでございますが、基本的にはやはり今申し上げたように証券市場の公正さをどうも維持しないといひますか、それにもとるような行為を行うおそれがあるというふうなことで判断していかざるを得ないのではないかとこのように思つております。

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕

○日笠委員 証券子会社の免許を付与するとき、親銀行の健全性、体力が非常に大切である、影響を与えちゃいけないということで、例えばBIS規制の八割をクリアすれば一応健全性確保ということになるのでしょうか、しかしその八割というところが当然最低限の条件にはなると思ひますよ、これをクリアしないのに証券子会社に進入するということもあり得ないでしょうか、それが最低限八割クリアをしておつたとしても、その親銀行が持つておる株式を含めた八割になるわけですが、親銀行が持つておる株式を除いて、例えばBIS規制六割であるとか、こういうふうな基準が設けられるべきではないか、こういうふうにおつしやる方がいらつしやいますか、そういうふうなことに對するお考えはありますか。

○土田政府委員 今の御指摘のBIS規制を満たしているかどうかというのは、親会社、例えば証券会社を持つて親銀行についての審査基準の考へ方の一つであらうと思ひますが、ただこのBIS規制というのは、いろいろ御説明申し上げておりますように、主たる目的は国際金融市場における銀行の活動が一定の基礎的な条件を満たした者によつて行われるべきであること、それからそういう者によつて行われるいろいろな活動が国際金融市場で行われるということが競争条件のいばり合ひに資するということから、各国で合同の議論を経て採択されているものでございまして、この主たる目的が国際金融市場の円滑な発展を確

保するためということであるというふうな考えますならば、必ずしもこの問題についての唯一絶対的な基準であるというふうにも考えられないわけでございます。その自己資本比率規制の問題も含めて、いわば総合的に財産的基礎を判断することが適切であると考へまして、その場合の審査基準についてなお種々研究の上、具体的に決定していきたいと思ひます。

○日笠委員 もう時間が来ましたので終わりますが、この金融制度改革法案につきましては、今日まで本会議を入れますと七十時間近い議論をしてまいりました。まだまだ不明確な点もありませんが、後ほど附帯決議で私たちは担保したいと思つております。ですから、どうぞひとつ衆議院をスムーズに通過して参議院に行つても、国際性、自由化ということに對応できるための法案でありましようから、速やかにこれが可決されることを心から願つて、終わりたいと思ひます。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○太田委員長 正森成二君。

○正森委員 銀行などの子会社方式による証券業等への参入については、その弊害防止につき法律で三点ほど規定されております。しかし、参考人質問もございましたが、そこで証券業界の代表や信託業界の代表の意見を見ますと、表向きはこの法案に賛成であります、強大な支配力、影響力を持つた銀行の参入については、弊害が起らないようにという弊害防止措置が具体的に定められることを共通して望んでいるようであります。

そこで、特に証券業界について伺ひますが、平成三年六月十九日の証取審の報告書において提案された内容がどのように規定されるのか。大蔵省では、聞いておりますところでは、法律で規定した以外は省令で、あるいは認可で、あるいは自主ルールで、あるいは業務方法書というふうな、いろいろ四つぐらゐの種類のさまざまな規定を行うというように承知しておりますが、できるだけ具体的に、証取審報告書のどの部分は、何で規制するのか、お答え願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、持永委員長代理着席〕

○松野（元）政府委員 この平成三年六月の証取審報告書では、弊害防止措置として十一項目挙げられております。一般の参入についての弊害防止措置というところで十項目挙げておりました、あと一項目は銀行の証券子会社による参入についての弊害防止ということでもう一項目追加がされております。

その中で、今回御提出しております法律に明示的に書いてありますのは三項目でございまして、残りの八項目についてはまだその具体的な中身を検討しているわけでございしますが、私どもの考え方としては、基本的には省令にすべて規定したいという感じでございます。

ただ、その中で一つ問題になりますのは、やはり最後につけ加わっております銀行の子会社の弊害防止措置のところ、親銀行が企業に対し影響力を及ぼし得る特別な地位を有しているということ、その影響力を行使するというのを防止するというところでございまして、これについてはまず影響力を及ぼし得る特別な地位というものをどう具体的に規定をするかという問題がござい

ます。これは、銀行の場合には御存じのように株式だけを見れば五％しか持てませんので、株式保有だけを見れば余り意味がないわけでございします。そうなりますと、人の問題とかあるいは融資の問題とか、いろいろなメルクマールがあるかと思ひますが、いろいろなものを総合的な要素として考えながら、影響力を及ぼし得る特別な地位というものを何らかの形で明らかにしたいというふうな考えでありますが、その中には、どうしても省令で規定するような表現になるかどうかという点は若干まだ詰めておりません。しかし、いずれにいたしましても、その場合でもこういったものについてはできれば協会のルールにする、あるいは免許申請者が申請する際に、みずから業務の方法としてこういうことはやらないというような規定をしてもらうとか、そういうようなことで対応

できないのかという気もしておりますし、基本的にはできるだけ省令に規定する方向で考えているということをお願いしたいと思います。

〔持永委員長代理退席、委員長着席〕

○正森委員 いよいよもう質問も残り少なくなりましたので終わらせていただきます。思ひますが、私も時間の関係で、有価証券の定義の拡大や公募概念の見直しの問題については質問する機会がございせんのでした。そこで、残された時間について問題点を指摘しておきますので、両局長、答弁は要りません。恐らく時間が尽きると思ひますから。

現行の証取法では、有価証券の定義の仕方として株券、社債券等個別の有価証券を列挙する方式になっていと思ひます。今後出ることが予想される新しい証券化関連商品について、政令で指定されない限り証取法による投資家保護は及ばない仕組みとなっているはずであります。そこで、証取法の先ほど言われました答申では、こうした「個別列挙には限界があり、投資者保護の観点からは、これらものを包摂しうる包括条項を設けることが必要」、こういうように述べてあると思ひます。

有価証券概念については、アメリカにおいてもイギリスにおいても、包括条項が設けられております。ところが、本改正案においてはこの当然の措置を見送り、引き続き個別列挙方式で対応することになりました。なお、リースやクレジットの債権などの証券化関連商品については、通産省と大蔵省の調整の結果、たしかこれらのうち流通性の高いものは有価証券に政令指定し、証取法の改正を及ぼせるが、流通性の乏しいものについては別途、通産省提出の特定債権譲渡規制法案の規制対象とするということになるようであります。

また本改正案は、これらの証券化関連商品を証券会社のみならず銀行にも取り扱わせるようにしております。これによつて、今後いろいろなタイプの証券化関連商品が出回ることになり、政令で指定されるまでは投資家保護等の規定が及ばず、

法律のすき間を縫った新商品が発売するなど、新たなトラブルの発生も予想されるところであります。また、流通性の程度によつては適用法規と監督当局が異なり、同様の商品であっても投資家保護の内容が異なるなどの問題も出てくるおそれがあります。

これらのことは、証券化関連商品の規制をめぐり、業界の利害調整と省庁間の、言葉は悪いですが、縄張り争いが優先され、不正取引の規制や投資家保護の後回しにされたことを物語るものでもある、こう言えると思ひます。

また、本改正案では、有価証券の募集の概念を見合せております。改正案は公募要件を見直すとともに、私募を初めて証取法の枠組みに取り込みましたが、適格機関投資家の範囲をどう定めるのか、転売制限をどうつけるのか、難しい問題が多いわけでありまして、転売制限に違反した行為の民法上の効果や、損害を受けたときの賠償の相手や要件など、いろいろ聞くべきことはあります。

また、公募市場での資金調達に難しい中堅企業にとつて、私募市場の拡大は意義がないことはありませんが、優良企業までが本来公募できるところを私募で行うようになれば、私募市場が公募市場を浸食することになります。銀行も、融資先の企業に私募を一層プロモートする可能性も出てまいります。本来、資本市場は公募市場が中心であるべきであり、それによつてこそ価格は公正に形成され、資金が適正に配分され、投資家が保護されるというのが私どもの見解であります。

これらの問題について質問したいと思ひましたが、今紙が回つてまいりました。質問時間が尽きたということでございしますので、あえて答弁は求めませんが、参議院でこれらの問題も質疑したい。もちろん私が参るわけにはまいりませんが、我が党の参議院議員が何うことになるであろうというのを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○太田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

〔委員長退席、中川委員長代理着席〕

○中川委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔中川委員長代理退席、井奥委員長代理着席〕

〔井奥委員長代理退席、柳本委員長代理着席〕

〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

○太田委員長 速記を起こして。

○太田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○太田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、井奥雄雄君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。細谷治通君。

○細谷委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 個人、中小企業、農林漁業者等がその需要

に於いた金融商品・サービスの提供を受けられるなど、小口利用者に対するサービスの向上が図られるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡大に引き続き配慮すること。

二 一連の証券・金融不祥事により低下した国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正管理について、厳正な指導を行うこと。

三 金融機関及び証券会社の業務運営についての経営責任を自覚した自主的な努力を尊重するとともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含め財産の状況に関する開示について一層の充実を図ること。また、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。

四 業態別子会社の設立に当たっては、今後の経済情勢、銀行、証券会社等の営業状況等の正常化を見極め、漸進的・段階的に慎重かつ適切に対処すること。

五 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式ブローカー業務が禁止されている趣旨が損なわれることのないよう慎重に対処すること。

六 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生する可能性のある弊害の防止については、適正な競争促進を旨とする制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずるとともに、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることのないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。

七 金融・資本市場における適正な競争を確保するため、免許基準の明確化により新規参入の推進を図るとともに、行政裁量を極力抑制し、諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、小口取引等について配慮しつつ株式等売買委託手数料の自由化を推進す

ること。
八 ノンバンクの融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を要請すること。

九 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の融資業務の適正化を求めるとともに、法改正後、ノンバンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。

十 消費者金融に係る多重債務者の急増傾向に対応し、過剰借入を抑制するため、業界団体に対して自主規制措置の推進を指導すること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○太田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。羽田大蔵大臣。

○羽田国務大臣 ただいまの御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○太田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○太田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○太田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時十九分散会